

平成 27 年度第 2 回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（2 月 2 日開催）

議事録

（事務局）

ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。本日は、全委員に出席いただいておりますので、審議会が成立いたしておりますことを確認させていただきます。それでは、開会にあたり、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

（会長）

お忙しい中、ご苦勞様です。マイナンバー制度が 1 月から始動しましたので現状報告いただくことと、それ以外に、諮問を受けて答申を出さなければならない案件も出てきておりますので、ご議論いただき答申を作りたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。この会議は公開としており、会議要旨を市のホームページ及び市役所 1 階の市民情報コーナーで公表する予定としておりますのでご了承をお願いいたします。本日の審議会におきましては、次第のとおり、亀岡市情報公開条例、亀岡市個人情報保護条例及び亀岡市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についてと、認知症等高齢者事前登録制度に伴う本人以外からの個人情報の収集についての 2 件を諮問させていただき、ご審議を賜りたいと思います。お手元にはすでに諮問書の写しを配布させていただいておりますのでご覧ください。それでは、会議の進行につきましては、会長に議長としてよろしくお願いいたします。

（会長）

本日は諮問事項が 2 件と、マイナンバーカードの現状について報告をいただきます。第 1 議題である諮問事項の 1 については、4 月 1 日から行政不服審査法が大改正されることに伴う条例改正について、3 月議会に改正案を提案する前段階として本審議会に答申を求められております。では、事務局から説明をお願いします。

（担当課）

《資料に基づき説明》

（会長）

情報公開・個人情報の開示決定に関する不服申立てにおいては、情報公開・個人情報保護審査会という第三者機関が存在し、諮問・答申の手続きが完備しているので、従来通り、不服申立てはそちらで処理することとし、審理員の規定は除外するということです。情報公

開・個人情報の開示決定以外の処分については、これまでは処分したところが異議申立てを受けていたのですが、今後は審理員を設けて審議しなければならなくなります。これは昭和37年に行審法ができて以来の大改正です。民主党政権時に抜本改正をしようとし、そこから若干スリムにしたものが自民政権下で再提案されて、2年前に法律が成立し、今年4月1日から施行されます。4月1日以降、市で許認可したものに対しての不服申立ては、新しいルールに基づいて処理されます。ただし、情報公開、個人情報の開示決定については従来通りとすることに関連しての条例改正の説明です。大学の授業で、行政不服審査の種類は異議申立て、審査請求、再審査請求と教えていたものが、改正法では審査請求、再調査の請求、再審査請求と教えることになりました。これまで行政不服審査制度はあまり活用されない制度でしたが、行政訴訟の制度や行政手続法が完備したので、今後、行政に対するチェック機能はかなり向上することになります。市役所の職員にとっては手間のかかる面倒な制度です。また、行政書士が一定の研修を受け認定行政書士になれば、本人の代理として不服申立てをすることができるようになったことも大きな改正です。短時間での説明ではわかりにくいと思いますが、何かご質問はございますか。

(委員)

情報公開・個人情報保護審査会の委員3名は、弁護士の方などですか。

(事務局)

情報公開・個人情報保護審査会は、以前から存在する第三者機関で、開示決定に対する不服申立てについて諮問を受けて答申を行っており、大学教授、弁護士、人権擁護委員など5名の委員に就任いただいております。一方、情報公開・個人情報の開示決定以外の行政処分、例えば補助金が不決定になったことに対する申立てのような場合について審議する第三者機関として、新たに亀岡市行政不服審査会という審査会を設けようと思っています。そちらは3名の委員にお世話になる予定です。メンバーにつきましてはまだ審議中ですが、大学教授、弁護士といった法律の専門の方にお世話になる予定です。

(委員)

一昨年、情報公開開示決定の不服申立てがあった時に却下されていますが、審査をされたメンバーの中に利害にからむ人が入っておられたように思うのですが、新しく設けられる審査会には利害関係者は入らないということですか。

(事務局)

一昨年の不服申立てを審査した情報公開・個人情報保護審査会委員には、利害関係者はおられませんでした。今回の条例改正において、18ページ、第4条の2の除外という規定で、委員は、諮問を受けた事件が自己に直接の利害関係のあるものであるときは、その議事に加わることができないと入れようと思っています。

(会長)

答申書として、亀岡市情報公開条例、個人情報保護条例、情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正についての諮問事項に対して、情報公開制度、個人情報保護制度に関する不服審査の手続きについて、改正行政不服審査法との整合を図る、公文書の開示請求に関する審査請求については、改正行政不服審査法 9 条で規定されている審理員制度を適用しない、そして、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続き等に関し、改正行政不服審査法に即した規定整備を行うということで、改正された行政不服審査法の趣旨に即して亀岡においても不服申立ての手続きについて所要の改正は妥当であると答申し、先ほど提案された条文で議会に提案していただくということで了承いただけますでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

ありがとうございます。次は、諮問事項 2、認知症等高齢者事前登録制度を亀岡市で発足しようということで、資料No.2をご覧ください。個人情報保護条例上、個人情報の収集について本審議会の了承が必要となりますので担当課から説明していただきたいと思います。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

ありがとうございました。31 ページに個人情報保護条例が載せてありますが、本人以外からの個人情報収集、本人同意がとれないという事案に該当します。審議会の意見を聞いた上で公益上必要があると認めるときに収集することができるとあり、今回諮問されました。新しい制度ですので、近隣市町村の状況について説明をお願いします。

(担当課)

京都府に確認したところ、府内 26 市町村のうち、現在、12 市町村で実施運用されていると聞いております。京都府並びに府警本部からも働きかけがあったことから、今回、事前登録制度を実施するものであり、京都府高齢者福祉計画の中で、地域での認知症の人を支えるしくみの今後の取組事項にもなっています。

(会長)

豊能町、能勢町など、大阪府との連携はとれそうですか。

(担当課)

家族等の同意がとれましたら情報共有し、協力をお願いしたいと考えています。

(会長)

大阪府でもこのような制度をやっているのですか。

(担当課)

全国各地で実施されています。

(委員)

登録簿の保有機関として、高齢福祉課と警察と自分が住んでいる地域の包括支援センターの3か所に登録簿が保管されるということですか。

(担当課)

地域包括支援センターは亀岡市内に5か所あり、5か所全ての包括支援センターで保有いただきますので、全部で7か所で保管されます。

(委員)

認知症まではいかないがまだらぼけのような自覚症状のある人が、自分で登録させてほしいと言うことはできますか。

(担当課)

登録に基準は設けませんので、申し出があれば拒むということはありません。

(委員)

隣接市町の中に京丹波町が入っていませんが。

(事務局)

地図上で隣接しているという意味ではないでしょうか。京丹波町は亀岡とは隣接していないので隣接市町の中に入っていないということです。

(担当課)

日々、行方不明者の情報が京都府を通じて入ってきますが、北海道や九州のような遠方からも協力依頼があり、実際、足腰が達者な方はどこへ行かれているかわからない状況です。

(委員)

人探しと言えはすぐに消防団が頭に浮かびます。名簿を預けておく必要はないが、警察との関係の中で警察から消防団に要請されるという連携は必要でしょう。

(担当課)

関係機関との連携を図りながら、実際に行方不明になった時には搜索活動を行い、早期発見に努めていかなければならないと思っています。

(委員)

地域包括支援センターは、住んでいる地域に関係なく、5か所全部で情報を保管することになるのですか。

(担当課)

事前登録書の用紙を地域包括支援センターの5か所で保管いただくこととなります。

(会長)

亀岡市で27ページに基づく情報提供依頼というのは、年間何件くらいあるのですか。

(担当課)

亀岡市に通報があったのは、平成26年度で1件、平成27年度はまだ年度途中ではありますが1件発生しています。

(会長)

幸いなことに頻発しているわけではないですね。

(委員)

地域包括支援センター5か所全部で、市の情報を保管しておく必要があるのか疑問に思います。市の高齢福祉課できっちりと把握されていればいいのではないのでしょうか。個人情報ですから、実際に行方不明になられた時に渡せばいいのであって、安易に地域包括支援センターに情報を渡すというのが気になります。

(担当課)

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を続けられるように、介護、福祉、保健・医療など様々な面で支援を行うための総合相談機関であり、亀岡市が社会福祉法人などに委託を行っています。その委託契約の中に、個人情報の適正管理を義務付けており、個人の情報が漏れるようなことはないと思っています。

(委員)

しかし、写しは数を増やすほど漏えいのリスクも増えます。亀岡市で保管しておけば、写しを作って配らなくてもいいと思います。

(委員)

実際に行方不明者が出た時には、情報提供書が出されるということですので、それを地域

包括支援センターやヘルパーの方々など、各地域を車で回っておられる方にお渡しするのは、移動中に見かけることもあるかもしれませんが、全部を渡すとなると膨大な量になるのではないですか。

(委員)

地域包括支援センターでは、担当地域の情報は当然お持ちだと思います。そこに他の地域の情報まで渡されたら、かえって地域包括支援センターの方が大変なのではないでしょうか。

(担当課)

認知症等高齢者が行方不明になられた場合、歩いて行かれることが想定されます。人間の歩く速さは遅い方でも時速約3キロくらいと聞いており、行方不明になってから1時間もすれば、3キロから5キロくらい歩かれることになり、亀岡市内であれば地域包括支援センターの担当地域を越え、担当地域以外に行かれる可能性が出てきます。そういう意味で、早期発見のためには事前に市内全域で共有しておくことがポイントであると思っています。

(委員)

膨大な量を管理することは大変ですし、高齢福祉課で一括管理し、行方不明者が出て情報提供書が出された時点でそれをファックスで送ればいいことで、たくさんの中から探しているよりも時間的にはあまり変わらないのではないかと思います。

(担当課)

カラー写真で事前登録いただきますので、ファックスでは見にくくなります。

(委員)

パソコンなら簡単に送ることができるのではないですか。紙で保管するのですか。データで保管した方がすぐに検索できるのではないですか。

(担当課)

全国的に紙で保管されている現状を踏まえ、本市でも紙で保管することを考えています。将来的には、委員がおっしゃるようにデータでの保管も進めていかなければならないと思いますが、現時点では紙での保管とします。

(委員)

膨大な量であれば紙では探すのが大変ですし、個人的にはデータで保管した方がいいと思います。

(委員)

事前登録は何人くらいされると想定されているのですか。

(担当課)

今年度から実施されている綾部市では、現在の登録件数は4件と伺っています。

(委員)

それなら紙が膨大な量になるということは、今の段階では考えなくてもいいのではないですか。

(会長)

早期発見のためには、情報をデータで保管すればいいのですが、一方、データ化すればそのデータ漏えいのリスクも発生します。また、認知症高齢者にチップを付けて、機器で検索するというシステムもあるそうですので、今後、認知症高齢者が増えればそういうこともありうるかと思いますが、今はまだ過渡期というところです。これまで本審議会で、災害時の要支援者登録制度について何度か議論しましたが、そちらの制度は消防やその他のところにもデータがいくということでした。それぞれ所管課の思いがあるとは思いますが、登録制度が錯綜しているようにも感じます。今日お伺いした認知症高齢者事前登録制度については、他の市町村でも始まっている制度であり、横並びで、手上げ方式で家族に紙で登録してもらい、市と警察と地域包括支援センターで登録簿を管理することから出発するということです。これは4月からスタートするのですか。

(担当課)

4月1日から登録受け付けを開始します。

(会長)

受け付けは市役所の高齢福祉課のみですか。市役所に来ないと登録できないのですか。

(担当課)

はい。その予定です。

(会長)

認知症の本人は意思表示できないので、ご家族の本人確認、身元確認をした上での登録となります。診断書は不要とのこと。ご家族の方でご心配がある方に事前登録していただくということで、説明にあったように、事前登録していなくても、緊急時は27ページの情報提供書で周知されます。登録の根拠となる文書はどうなりますか。

(担当課)

「亀岡市認知症高齢者の行方不明時における連携体制」という文書を作成し、その中の取り組みの一つとなります。

(会長)

保管される個人情報の根拠規定をもとに、きちっとした制度として運用するというものを公表すべきですし、要綱か実施要領という名前の文書を作り、全体像を示しておく必要があると思います。

(担当課)

会長からご意見をいただきましたので、連携要領として定めたいと思います。

(会長)

他にご意見はございませんか。

(委員)

認知症と言っても漠然としていて、どこからどこまでを認知症というのか、専門医の判断によるかと思いますが、65歳以下でも認知症になることもあると思いますが、家族からの申し出があれば65歳以下でも受け付けていただけますか。

(担当課)

徘徊をされるような方については、事前登録の受け付けをさせていただきたいと思います。おっしゃる通り若年性認知症もあります。

(委員)

若年性認知症はかなり増えているようです。また、行方不明者の中には、認知症だけではなく、うつ病など色々な病気があります。

(担当課)

認知症等としており認知症に限定するわけではありませんし、基準は設けていませんので、事前登録の申し出があった場合は受け付けをさせていただこうと思っています。

(委員)

精神的な病気の方は結構いらっしゃいますが、本人が知らない間に家族が届けるということになると、それを地域包括支援センターの、そのような事情を知らない人までが知る必要があるのかが疑問です。

(委員)

地域包括支援センターは、担当地域の全高齢者の情報を知っているわけではないと思います。どちらかと言えば、デイサービスなどに来られる人の情報はよく知っておられるでしょうが、自宅から出られない人の情報はわからないのではないのでしょうか。確かにご存じない

人に、わざわざ誰々が認知症だと知らせるのもどうか思う反面、考えようによっては、そういう人こそ何らかの形で守ってあげないといけない。その狭間の問題です。どこまで範囲を広げて知らせるか、知っている人が多い方が良い面もあり、情報漏えいの危険もあり、難しいところです。良い制度になるように運用をお願いします。

(委員)

地域包括支援センターに預けた情報は、職員なら誰でも見る状態ですか。

(担当課)

地域包括支援センターの職員は見るができます。

(委員)

普段は施錠して鍵を管理し、何かあった時だけ鍵を開けるというような取り決めも必要ではないでしょうか。

(委員)

認知症の人のリストがもし外部に出回るようなことがあれば、必ず詐欺に狙われます。管理をきちんとしてほしいと思います。

(担当課)

厳重に保管管理をするように指導します。

(会長)

他にございませんか。ありがとうございました。

(担当課)

ありがとうございました。よろしく願いいたします。

(会長)

では、答申書についてですが、今の議論のとおり運用は難しい問題です。制度に関して、行方不明者の早期発見という目的自体は認められますし、他の市町村も運用し始めている中、亀岡市でも制度として始めることは妥当であると思いますが、本人の権利利益を不当に侵害することがないように、また、地域包括支援センターでの運用にあたっては個人情報の保護対策に万全の措置を講じるということを要望して、この制度の発足と、発足に伴って、本人以外からの個人情報の収集を審議会として認めるということでもいいでしょうか。

(委員)

はい。

(会長)

本日諮問のあった事項についての答申に係る議事は以上で終わります。最後に報告事項として、前回もお話しのあったマイナンバーカードについて、亀岡で今どういう状況なのか、所管課から説明をお願いします。

(担当課)

《資料に基づき説明》

(会長)

ありがとうございました。ご質問があればお願いします。

(委員)

内訳に保管期間経過 2,073 件、受け取り拒否 14 件とあるが、受け取り拒否ができるのですか。

(担当課)

郵便局の配達員の方に「受け取りません」と拒否された世帯のものが、市に返ってきています。

(委員)

保管期間経過の 2,073 件については、再度の案内は出していないのですか。

(担当課)

市から出しました。宛所無しと保管期間経過の方に、受け取りの案内を送付しています。

(委員)

受け取り拒否をしても違反にはならないのですか。

(担当課)

罰則規定はありません。マイナンバーの提示を求められた時に番号を書くことができないので、ご本人が不利益になるだけです。

(会長)

報酬などを貰う時には、番号を記入するよう求められます。亀岡市の実務として番号を使うのは、来年からになりますか。

(担当課)

亀岡市では、報酬などの支払いのために今年度から番号を収集していますし、カードを使って市民の方の利益になるのは、コンビニ交付の7月以降になります。住民票の写しにも番号の欄を作りましたが、申し出がなければ、住民票には番号を記載せず省略しています。

(会長)

J・L I Sでトラブルが起こっていたようですね。

(担当課)

はい、2、3回トラブルが起こり、発行事務が遅れています。

(会長)

申し込んだマイナンバーカードを受け取る時に、本人確認とパスワードを設定しなければならないので、一人に発行する所要時間が結構かかるようですね。

(担当課)

パスワードは全部で4つ設定する必要があります。数字4桁の3つは共通してもいいということになっていますので一括で登録できます。あと一つは、英数を含んだ6桁以上です。パスワードに慣れた方で早ければ5分で終わりますが、不慣れな方でしたら10分～15分かかります。

(会長)

パスワード設定に慣れていない方にはわかりにくいですね。英数字を含む6桁というのは設定も難しいし、それをまた覚えておかないといけないのですからね。それに、生体認証などの機能がないと、落とした時に困りますね。

(担当課)

ICチップが入っていますので、いずれは生体認証も登録できるようになると思います。

(会長)

国にはそちらを早く実現してほしいところです。では、今後ともご報告に来ていただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。それでは閉会にあたり副会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(副会長)

長時間ご苦勞様でした。私ごとですが、今日、ここへ来る前にマイナンバーカードの申請をしてきました。先日、テレビを見ていて、高市大臣がマイナンバーカードを申請してすぐに受け取っておられたように思ったので、私もすぐに貰えるものと思っていたら、後日お送りしますということでした。前回にも言いましたが、マイナンバー制度は運用面で色々な課題があり、既に制度は始まっているので考えながら進めてもらいたいと思います。我々も考えるけれど、国や自治体の方もマイナンバーを取り扱うところは緻密にやっていただきたいと思います。今年1年、我々の任期がありますので、色々と勉強し、我々の考え方を上げていきたいと思います。インフルエンザが流行っているようです。お体に気を付けていただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。大変お疲れ様でした。ありがとうございました。